

13-20  
9028

報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

平成23年3月24日

## 都道府県別環境放射能水準調査の結果について

(3月24日13:00現在)

標記の件について、別添のとおりお知らせします。

<担当> 文部科学省 原子力災害対策支援本部  
堀田(ほりた)、新田(にった) (内線4604、4605)  
電話: 03-5253-4111 (代表)  
[Redacted] (直通)



# FAX送信票

<送信日>平成23年3月25日

<送信先>

ERC 総括

EOC 総括

<発信者>

内閣府 原子力安全委員会事務局 総務課

〒100-8970

東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

TEL: [REDACTED] (内線)

FAX: [REDACTED]

本票を含め、計 3 枚 送信致します。  
別添の通りお送り致しますので、ご査収下さい。

《追伸》

相、お返りの資料を送付いたします。

内閣府

このままの現状版ですので、変更の可能性が有り。

(案)

## 環境モニタリング結果の評価について

平成 23 年 3 月 25 日 18:00

原子力安全委員会

原子力安全委員会は、文部科学省が公表している「環境モニタリングの結果」について評価を行うこととしており、平成 23 年 3 月 24 日 8:30 以降 3 月 25 日 16:00 までに公表された情報に基づく評価結果は次のとおりです。

### 1. 空間放射線量率

福島第一原子力発電所 20km 以遠の空間放射線量率については、局所的に比較的高い線量率が観測されている測定箇所が認められるものの、それらは身体への影響を生じるレベルのものではありません。

引き続き、天候や風向き等も考慮して、線量率の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

100 $\mu$ Sv/h を超えていた地域（注1）では、屋内退避に関する指標（10mSv から 50mSv）（注2）に達している可能性があるものの、その地域は限定的であり、現時点では屋内退避地域を変更する状況にはないものと考えます。

### 2. 空気中の放射性物質濃度

ダストサンプリングの測定結果については、現時点の I-131 の最大の放射能濃度は 12Bq/m<sup>3</sup> ( $1.2 \times 10^{-5}$ Bq/cm<sup>3</sup>)、Cs-137 の最大の放射能濃度は 1.7Bq/m<sup>3</sup> ( $1.7 \times 10^{-6}$ Bq/cm<sup>3</sup>) でした。

I-131 については、濃度限度（注3）を上回っておりますが、I-131 の半減期が約 8 日と短いことなどを考慮すると、この濃度は直ちに健康に影響を及ぼすものではありませんが、引き続き、サンプリング結果を注視する必要があると考えています。

### 3. 環境試料

陸水（池水又は雨水）、陸土、降下物及び海水についてモニタリング結果が得られています。

雑草、陸水などで比較的高い値が観測されており、上水、食物の測定を引き続き継続することが必要です。

なお、今後とも環境モニタリングについては、気象変化等を考

(案)

慮しつつ、監視を継続することが必要と考えます。

- 海水については、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取りこまれるまでには、相当程度薄まると考えられます。また、I-131については、半減期が8日と比較的短いため、人がこれらの海産物を食するまでには、相当程度低減しているものと考えられます。

#### 4. 都道府県別環境放射能水準調査

##### 1) 空間放射線量率

各都道府県における空間放射線量率については、過去の平常値の範囲と比べ高いところもありますが、直ちに健康に影響を及ぼすものではありません。

##### 2) 上水(蛇口)

- 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都等の上水(蛇口)の測定結果については、最大でI-131が110Bq/kg、Cs-137が9.3Bq/kgです。

- 上水(蛇口)については、I-131が飲食物の摂取制限に関する指標(注4)を上回っており、厚生労働省が発表する乳児による水道水の飲用に係る要請に係る情報に従う必要があると考えています。

- 引き続き、天候や風向き等も考慮して、上水(蛇口)の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

なお、今後とも監視を継続することが必要と考えています。

(注1) 福島第一原子力発電所から北西方向約30kmの浪江町内(測定箇所32: 24日11時20分の測定結果は $65\mu\text{Sv/h}$ 、測定箇所33: 24日15時20分の測定結果は $30\mu\text{Sv/h}$ )

(注2) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定)  
(<http://www.nsc.go.jp/shinsashishin/pdf/history/59-15.pdf>)

(注3) 法令に定める周辺監視区域境界外の空気中の放射性物質の濃度限度は、I-131が $5\times 10^{-5}\text{Bq/cm}^3$ 、Cs-137は $3\times 10^{-5}\text{Bq/cm}^3$

(注4) 「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定) 飲食物の摂取制限に関する指標(飲料水) I-131が300Bq/kg、Cs-137が200Bq/kg

ERC 仰付 ← NSC

【機密性2情報】

## 「海水核種分析結果について」の助言依頼に対する回答(助言)

平成23年3月26日 14:00

原子力安全委員会

緊急技術助言組織

3月25日付けの東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言要請について、以下のとおり回答(助言)します。

1. 現在、福島第一原子力発電所を中心とする半径20kmの範囲は、避難区域に指定されており、漁業等は行われていないため、周辺住民等へ直ちに影響があるとは考えていない。
2. 一般的には、海水中に放出された放射性物質は、潮流に流されて拡散していくことから、実際に魚、海藻等の海洋生物に取り込まれるまでには、相当程度薄まると考えられる。また、ヨウ素については、半減期が8日と比較的短いため、人がこれらの海産物を食するまでには、相当程度低減しているものと考えられる。
3. 引き続き、海水のサンプリング調査を行い、また、海洋への拡散評価、原因分析等を行って状況の詳細な把握を実施するべきと考えている。
4. なお、飲食物摂取制限に関する指標において、放射性ヨウ素の制限対象食品の中に魚類は含まれていない。

以上

ERC 辻本 様 ← 宮崎リレー 返信

お返事様で、相の趣とご質問の件を返信いたします。

3月27日(日) 緊急参集チーム会合(13:00~15:20)における課題

I. 原子力災害対策本部事務局(保安院)への宿題

1. 南相馬市の戸別訪問の結果→避難対象人数については早急に回答のこと(3万人なのか、1万人なのか)。 **大内 士**

2. 住民や屋外作業者の安心感のため、個人線量計を貸与(例えば、特異な放射線量となっている地域(文科省モニタリング#31, 32, 33の地点等)での希望者を対象として、簡易な線量計を貸与する等)することについて、現地本部とも相談すること。 **坂**

3. 福島県内の役場機能を移転した市町村への各省からの通知等の具体的な伝達方法。

○県に状況を確認(各省からの通知は県を通じて行われることが多いと聞いているが、通知が届いていないことについて実情を確認)。

○総務省に、パソコン端末を使った通知等の伝達について、意向を確認。 → **宮崎リレー**

○市町村へ保安院から直接送付する文書の具体化(例えば、プレス資料や公表資料は直接送るようにする等)。

○本日配布した県内市町村(災対本部)の一覧表の画質がよいものを入手。 **大内 士**

4. 原子力災害対策現地本部と福島県災害対策本部がまとめた「お問い合わせの多いご質問に対する回答」(平成28年3月25日)について。

○作成プロセスの確認。 **坂**

○当該資料の内容に関する関係省庁による精査(特にQ2(井戸水の安全確認は誰がどのように行うのか、Q3(国が責任を持って放射能の検査分析をすることあるが、実施主体はどこか)、Q4(100mSvで0.5%リスクが上がることの根拠如何)の答えぶりについて)

県に状況を  
確認してほしい

大内 士

大内 士

坂

II. 次回の緊急参集チームについて

1. 3月28日(月) 9:30

※ERCから官邸リエゾンへの資料提出は8:30を厳守

2. 原子力災害対策本部事務局(保安院) 説明資料。

○「当面の活動方針」、A3横の表(3枚)のリバイス。X

○「福島第一原子力発電所20~30km圏(屋内待避区域)内の自主避難及び生活に対する国の支援について」のリバイス。○

→避難住民の受け入れ先に関するマッチングの進捗状況を反映

○原子力災害現地対策本部からの報告のリバイス。

(OERCからの資料をベースに官邸チームで要点を1枚紙にまとめる予定。)

○1. 1~4の宿題に対する回答(上記の資料の中に盛り込むことで対応も可)

III. その他

1. 「福島第一原子力発電所の事故に伴う今後の営農に関する緊急要望」(福島県知事)及び「東北地方太平洋沖地震及び原子力事故に関する緊急要請」(福島県議会議長)について、先日(3月26日)と同様の要領で関係省の割り振りを行い、経産省リエゾン→関係省リエゾンのルートで作業依頼を実施。

2. 公明党からの要望への対応(本日中)

松本副大臣からの報告

→ ERC 7311

ERC 医 ← NIRS

F151

1/1



案トです。

プレス発表

解禁時間：資料配布と同時

3/27 14:28

ERC 医 ← ERC 医療班

2011年3月27日14時30分  
独立行政法人 放射線医学総合研究所

### 放医研で受け入れた被ばくした作業員の状況について

独立行政法人 放射線医学総合研究所 (理事長：米倉 肇)

放射線医学総合研究所（以下、放医研）は、東京電力福島第1原子力発電所3号機での作業中に被ばくされた協力会社の作業員3名を3月25日の午後に受け入れました。この3名の方は、被ばくに関する検査等を行うため、現在も入院中です。

このうち2名の方は、くるぶしより下の部分を局所被ばくされていますが、現時点でこの部分の皮膚等に著明な変化は認められず、放射性物質による汚染の程度は低下してきています。また内部被ばくについては現在評価を行っています。被ばくによる健康への影響は無いものと思われます。その他の全身状態に問題はありません。

今後については、内部被ばくの評価等を引き続き行ないますが、3月28日午後にも3名の方全て退院する予定です。

本件に関する記者会見は、本27日は行いませんが、3月28日15時30分より放医研厚粒子線治療推進大会議室で実施する予定です。

(問い合わせ先)

独立行政法人 放射線医学総合研究所 企画部 広報課

TEL: [REDACTED]

FAX: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

ERC 総括 トヤマ様

← 宮川様 佐藤 皇長  
金子 皇長  
(市)市役

3/26 (土) 緊急参集チーム会合 (13:00~15:00) における課題

I. 原子力災害対策本部事務局 (保安院) への宿題

(任) 1. 避難住民の受け入れ先に関するマッチングの進捗状況如何?

(任) 2. 各省が出している通知等が移転先の役場に届いていないとの意見が役場移転町村から出されている。県の災害対策本部等を通じた連絡網があると考えられるが、体制表 (県・市町村の担当者、電話、fax) について、とりまとめ、送付されたし。

2/11紙

3. ①東電、消防、自衛隊が収集した作業現場のモニタリングデータ及び、② 20~30km 圏内で活動した警察官の個人線量データ (例: 平均値、最高値、累積勤務時間) について、①は東電がとりまとめ、保安院に提出し、保安院は②と合わせてとりまとめて、現場及び緊急参集チームで情報共有を行う。  
(別途相談予定)

(原夏作成中)

II. 次回の緊急参集チーム会合について

1. 3/27 (日) 13:00~

2. 原子力災害対策本部事務局 (保安院) 説明資料

(註) ・「当面の活動方針」 A3横の表 (3枚) のリバイス×

(任) ・「福島第一原子力発電所 20~30km 圏 (屋内待避区域) 内の自主避難及び生活に対する国の支援について (3月25日 18:00 現在)」のリバイス

(録) ・原子力災害現地対策本部からの報告のリバイス (松下副大臣)

III. 官房長官からの指示による宿題

① 文相省のモニタリングポイント 31, 32, 33 の近辺の住民の存否確認 (住民検証班・9ナベ氏)

② 海流等による海での放射性物質の拡散に係る知見の確認 (総括班・トヤマ氏)

第20回原子力安全委員会 資料 第1号
------------------------

福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階の滞留水について（助言）  
（案）

平成23年3月28日  
原子力安全委員会

福島第一発電所2号機タービン建屋地下1階において通常の原子炉水の約10万倍の放射能濃度の水が存在していることについて、原子力安全委員会は次のように考えます。

この濃度は1号機や3号機に比べ約数十倍であり、一時溶解した燃料と接触した格納容器内の水がなんらかの経路で直接流出してきたものと推定されます。なお、他号機の流出水は格納容器から蒸気として出てきたものが凝縮したものが、放水により希釈されたものと推定しております。

空間線量率が非常に高いのは建屋の中だけであり、屋外では異常な数値は計測されていません。

現在、2号機の炉心への注水は屋外から実施しており、これは仮設のポンプに切り替えるなどして今後もより安定な形で継続できます。

したがって、格納容器内の水の漏えいが今後も継続されとしても、炉心に注水し蒸気を放出して冷却するという現在実施している冷却方法は、継続可能と考えます。

ただし、タービン建屋地下1階の空間線量率が高いことから、今後の作業を継続するためにも、事業者は、滞留水の処理を速やかに実施するとともに、作業者の放射線管理に十分な配慮が必要です。

原子力安全委員会の最大の懸念は、この水の地下や海中への漏えいであり、その防止に万全を期すことはもちろん、安全確認のため地下水のサンプリングの実施や海水のサンプリングの強化を求めます。

<情報共有>

本日(3/28) 11:15～ 原子力安全委員会  
で出した助言。

原簿 → ERC ↑

後 11:35 第 20 回 原子力安全委員会臨時会議  
(開会)

1/2

平成 23 年 3 月 28 日 (月)

11:15 ~

内閣府 7 4 2 会議室

議 題

(1) 福島第一発電所 2 号機タービン建屋地下 1 階の滞留水について (助言) (案)

(2) その他

なし

別紙のとおり、修正案の上  
了承された。

配付資料

(1) 福島第一発電所 2 号機タービン建屋地下 1 階の滞留水について (助言) (案)

ERC住民安全班 ← 梶 @ 官邸リエゾン

1/4

3/28 21:30の緊急チーム会合の議論を踏まえて修正版(現状版)にて。

ERC技術班  
(cc 技術班 追加)

OFFC総務班  
大村様

住民班  
高田様

官邸リエゾンのから情報共有です。

警戒区域に関する対応に係る基本的考え方(案)

明後日再度、緊急チームにて議論予定。  
(この20)

→ 片山様、工藤様、小泉、佐伯

平成 23 年 3 月 28 日

原子力災害対策本部事務局

原子力災害対策特別措置法第 28 条第 1 項により読み替えられる災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき、市町村長(現場にいないときは警察官等)が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入を制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1. 警戒区域等の設定の考え方

(1) 警戒区域

① 考え方

- ・避難区域内に本来立入ってはならないが、実体上、残留したり、立入る住民が確認されており、その安全が確保できないことから、警戒区域を設定し、万全を期す。

② 警戒区域の設定

- ・原子力災害対策特別措置法第 15 条第 3 項に基づき、内閣総理大臣が避難を指示している地域(福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内、福島第二原子力発電所から半径 10km 圏内)を警戒区域とする。
- ・緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長(又は警察官等)の許可を得て、かつ市町村長(又は警察官等)の指示に従う場合を除いては、警戒区域に立入をしてはならない。
- ・警戒区域の設定に当たっては、開閉ゲートを設置する等物理的な措置を原則として講ずる。

(2) 立入の許可の基準

① 考え方

- ・現在の避難指示を行っているのは原子力災害対策本部長であり、その判断との整合性を図り、また措置の実効性を担保するために

2/7

は、原子力災害対策本部（現地本部）が警戒区域への立入の基準等についても一定の考え方を示すことが適当。

- ・このため、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定め、これを各市町村において用いていただくこととする。

## ②立入許可の対象

- ・まず、警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とすることが適当。②については、高度かつ専門的な判断が必要とされると考えられることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。

## ③立入許可の判断基準（詳細別紙）

- ・次に、立入の判断基準としては、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が立入地域の放射線量率や気象条件等を考慮して必要な防護措置や立入時間等、放射線障害の防止の観点から立入条件を設定することとし、これを用いることとする。
- ・なお、警戒区域外への汚染拡大及び放射線障害の防止の観点から、原子力災害現地対策本部長は、市町村長に対して、警戒区域内に立ち入る者は立入後に警戒区域から出た後、速やかにスクリーニングを受けるべきことや必要に応じて除染を受けるべきこと、警戒区域から持ち出すものについてのこれらの措置が可能な範囲に制限を受けること等を指導するよう指示（原災法第20条第3項に基づき指示、又は市町村長に対する行政指導）することとする。

## 2. 市町村に対する警戒区域の設定の提示の方法

3/17

(1)考え方

- ・市町村長から避難区域への住民の一時立入について要請があるところ、住民の安全を確保しつつ、これを円滑に進めるための必要な措置として市町村長に対し、警戒区域の設定を指示することが適当。
- ・関係市町村における警戒区域の設定に関して、原災法第20条第3項に基づく原子力災害現地対策本部長（経産副大臣）から関係市町村長へ指示する。

(参考)

<警戒区域設定の効果>

- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

4/7

(別紙)

## 立入許可に関する基準に係る基本的考え方 (案)

平成 23 年 3 月 28 日  
原子力災害現地対策本部事務局

立入許可の判断基準は、原子力安全委員会の助言を得て、原子力災害現地対策本部長が定めることとする。

### 1. 対象外とする地域

- ① (立入りができなければ) 生活困窮することが見込まれる者
  - ・ 空間線量率● $\mu\text{Sv/h}$ (モニタリング結果による。)を上限として、これを超える地域については立入を認めないこととする。
  - ・ また、線量率にかかわらず、福島第一原子力発電所から半径●km 以内の地域については、状況の変化があった場合にも直ちに避難できるようするため、一時立入の許可の対象外とする。
- ② (立入りができなければ) 著しく公益を損なうことが見込まれる者
  - ・ 個別に現地対策本部が定めたところによる。

### 2. 線量及び時間の目安

- ・ 上記以外の地域については、一時立入時間を最大●時間として、当該時間における外部被ばくによる実効線量が 1000 $\mu\text{Sv}$ 未満となるよう線量率(上記1)及び時間の目

5/7

安を設定する。

- ・この場合において、実際には屋内に入っている時間も想定されるものの、目安としては、すべての時間屋外にいるものとして計算することとする。

### 3 対象者

- ・警戒区域内への立入に当たっては、警察や自衛隊等の実施能力にも限りがあることを踏まえ、当面、①立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、②その他立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者、を対象とし、当面1回に限る。
- ・②については、高度かつ専門的な判断が必要であることから、個別に現地対策本部長の判断を仰いで市町村長が許可をするものとする。
- ・①については、一世帯あたり一名を原則とし、妊婦や中学生以下の児童については、立入を認めない。

### 4 気象条件

- ・一時立入を認める気象条件として、福島第一原子力発電所の風下となる場合や雨天を避けること。

### 5 実施方法、防護措置

- ① (立ち入りができなければ) 生活困窮することが見込まれる者
- ・生活困窮を理由に立ち入る者については、市町村が現地対策本部と相談のうえ引率者や防護措置を手配した上で、一定の集団で立入を行うこととする。
  - ・防護措置としては、次のとおりとする。
    - 1) 屋内にいる時間も含めて警戒区域内にいる時間は●時

6/7

間以内とすること。

2)移動はバスにより行うこととする。(自家用車による立入りは認めない。)

3)マスクをすること。

4)吸入及び汚染防止のため、タイベックススーツを着用する。なお、タイベックススーツが用意できない場合は、除染を行っても基準を上回り、廃棄することがあり得る前提で、帽子、手袋、靴カバー及びビニールコート等を着用する。

・なお、立入中の状況変化に備えて、一時立入の引率者が線量計を備えるとともに、緊急連絡が可能な設備(拡声器等)を備えることとする。

②(立ち入りができなければ)著しく公益を損なうことが見込まれる者

・個別に現地対策本部が定めた方法によることとする。

## 6 スクリーニング、除染

・警戒区域に立ち入った人、及び当該区域から持ち出される物については、スクリーニングを受けることとする。

・スクリーニング結果が基準である10万cpmを上回る場合には除染を行う。

・除染を行っても基準を上回る場合には、警戒区域の外へ持ち出しをしてはならない。(紙幣等貴重品の扱いについて要検討)

・除染ポイントは、現在の30kmの既設ポイントをできる限り活用する(とともに、20km地点においては、住民はバス等から降りず、バス等のタイヤについてのみ除染することで十分ではないか。)

7/11

## 7 警戒区域からの持ち出し

- ・生活困窮を理由に一時立入をする者については、その生活に必要な財産物について持ち出しが可能なこととする。
- ・公益性を理由として一時立入する者については、当該公益性の確保に必要な最小限なものに限り、持ち出しが可能なこととする。
- ・ただし、生活困窮を理由に一時立入をする場合には、食品、生物（家畜、ペット等）については、放射性物質の蓄積等の懸念も否定できないことから、持ち出しはできないこととする。
- ・自家用車の持ち出しについては、除染により可能とする。

## 8. その他

- ・遠隔地に避難している者に対する事前の周知を行う。
- ・混乱を避けるため、地区のブロック分けを行い、バスの手配等を勘案し、数日間に分けて実施する。
- ・エスコートとして、警察による先導車を要請。

EOC 改訂版 →  
(3枚送信)  
修正版を送付します。

DFC 改訂版 →  
ERCC → 3枚  
原巻  
水原  
NEAT 3月29日のモニタリング計画

1. 実施体制

(1) モニタリングカー (合計14台) 等

- ① 文部科学省 4台 (うち、日本原子力研究開発機構2台)
- ② 警視庁 2台
- ③ 福島県 8台 (うち、愛媛県1台)
- ④ 東京電力 5台
- ⑤ 防衛省 (福島県内駐屯地等 3カ所)

(2) 海域モニタリング (合計1隻)

- ① 文部科学省 1隻 (調査船「みらい」)

(3) 航空モニタリング (合計3機)

- ① 文部科学省 1機
- ② 防衛省(T-4) 1~2機

2. 3月29日のモニタリング計画

別紙のとおりとする。なお、特別事項は以下のとおり。

【測定効率化】

日コースは、現状の定点観測地点の測定を1回行う。また、日コースに向かう途中の地点で、3-1、3-2、3-3で土壌サンプリングを行う。

【観測装置計の設置】

観測装置計は10カ所設置済み。

(これまでの設置場所)

- ・ポイント1、15の2箇所
- ・船尾自動導航装置PA (ポイント8.4) に設置
- ・比較的観測の高いポイント3-1、3-2、3-3、3-4、7-9の5箇所
- ・福島第一原子力発電所北方向にある相馬市 (ポイント7の1箇所)
- ・福島第一原子力発電所南方向にある双葉町 (ポイント7.1の1箇所)

【土壌サンプリング】

土壌サンプリング (ポイント5、6、7、3-1、3-2、3-3、3-6) は空間観測車等の測定時に併せて実施する。種方同一場所での土壌サンプリングはさけることとする。なお、土壌の測定材料が多く現地での測定が困難な場合は、JAEA等に測定を依頼する。

【海域モニタリング】

(注) 海洋研究開発機構の海洋研究調査船「みらい」が28日、福島県沖約30kmの4地点及び沖合約10km~20kmの1地点(いわき市沖)で採取を行った。表層(海面下1m)及び下層(海面下10m)の試料について、29日7:30頃にJAEAが

常陸那珂港で引き取り、分析を行う。

【航空モニタリング】

- ・ 防衛省の航空機において、13:00頃に、宮屋～新潟まで高度1万フィートで飛行し、ダストサンプリングを実施する予定。

【原子力安全委員会からの要請と対応】

- ・ 福島第一原子力発電所北西方向にある飯館村（ポイント31、32、33のいずれか1箇所）において、1日2回で、1時間以上の間隔をあけて、ダストサンプリングを実施する。（可能であれば、午前1回と午後1回が好ましい。）また、1回のサンプリング時間は、20～30分程度とする。なお、ダストサンプリングの開始時において空間線量率の測定も平行して行う。
- ・ 福島第一原子力発電所北方向にある相馬市（ポイント5、6、7のいずれか1箇所）において、当該ポイントの空間線量率の測定を行う。
- ・ 福島第一原子力発電所北西方向にある川俣町、飯館村（ポイント46、61）、北方向にある相馬市（ポイント80）において、長時間連続ダストサンプリング（1時間毎にフィルターを交換）を実施する。また、その際、10分毎に当該ポイントの空間線量率の測定も可能な限り平行して行う。

(1) ポイント46

12:00～17:00まで長時間連続ダストサンプリング（1時間毎にフィルターを交換）を実施する。また、その際、10分毎に当該ポイントの空間線量率の測定も可能な限り平行して行う。

(2) ポイント61

12:00～15:00まで長時間連続ダストサンプリング（1時間毎にフィルターを交換）を実施する。また、その際、10分毎に当該ポイントの空間線量率の測定も可能な限り平行して行う。

(3) ポイント80

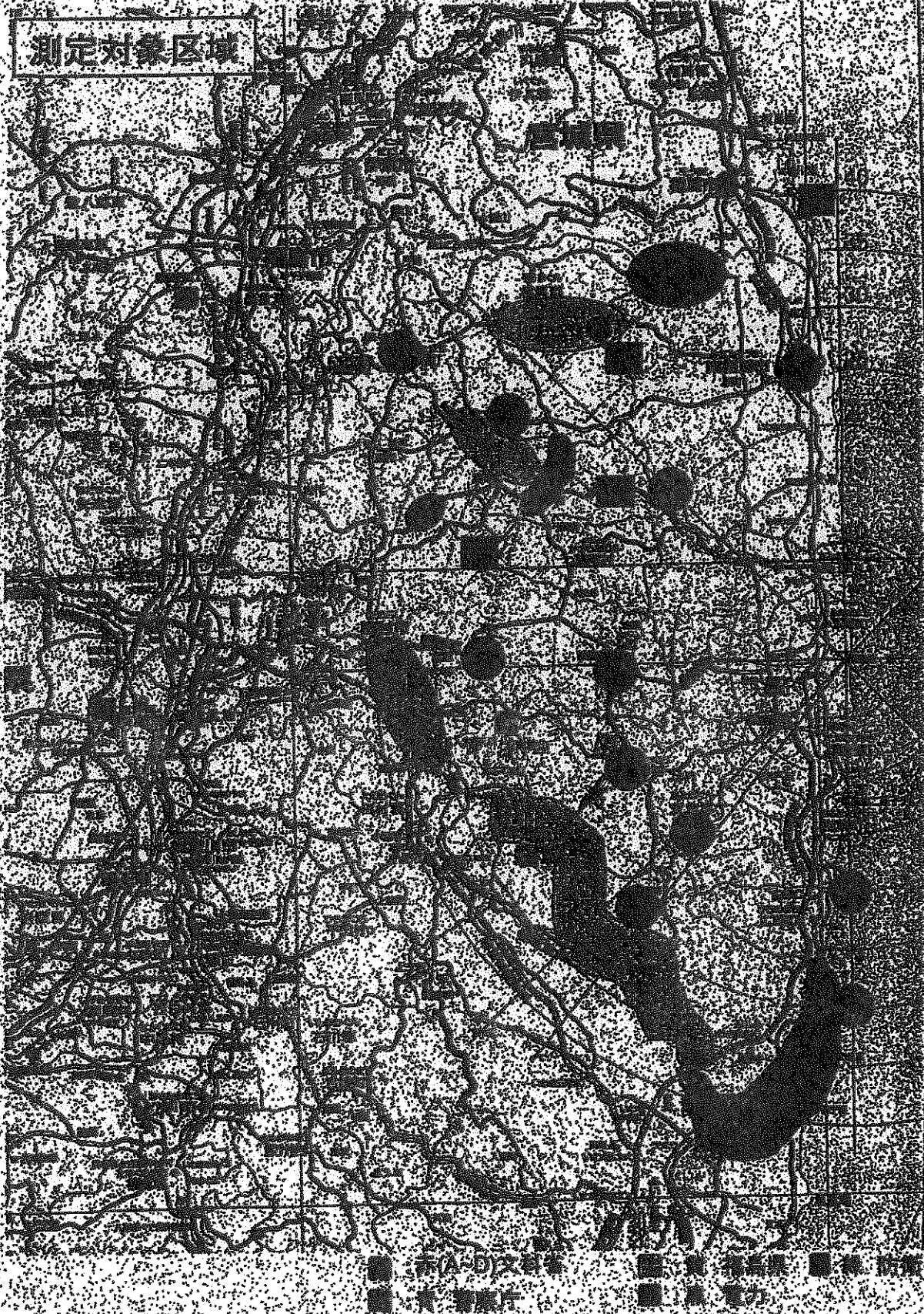
10:00以降可能な限り早い時間から15:00まで長時間連続ダストサンプリング（1時間毎にフィルターを交換）を実施する。また、その際、10分毎に当該ポイントの空間線量率の測定も可能な限り平行して行う。

- ・ 海域において、3月24日の原子力安全委員会からの要請を踏まえ、5月28日より通常の海水（表層）のサンプリングに加え、海面から1.0m位置の海水のサンプリングを実施する。

- ・ 海域において、沿岸により近い海域の情報取得の重要性に鑑み、原子力安全委員会の助言を踏まえ、これまでの要南端の測点（第2海域測点4）に加え、測点の西方に新たな測点（第2海域測点5及び同測点6）を追加。

- ・ 海域における塵中の放射線ダストのサンプリング時間は20分超としている。

### 3月29日のモニタリング計画



新 ← ERC (丸) ← BOC モーターリングのE  
山外

(3/29/5)

明、板、茶、古、松、齊、平、山←星

海モーター

平成23年3月29日現在

「みらい」の運行計画 (3/29~4/4)

3月29日(火)

- 7:00 タグボートを用い常陸那珂港に試料を陸揚げ
- 【7:10 JAEAが試料を引取り→東海において(一部は大洗で分担して)分析】
- 7:30 調査海域へ向け出港
- 【15:00 JAEAが分析結果を提出→19時プレス発表(28日採取分)】
- 22:00 調査海域北端(海域1測点2)近傍に停泊して待機

3月30日(水)

- 8:00 海域1測点2よりサンプリングを開始(午前中に海域2測点2まで移動)
- 16:00 海域2測点6にてサンプリングを終了、常陸那珂港へ回航
- 22:00 常陸那珂港外にて停泊待機

3月31日(木)

- 7:00 タグボートを用い常陸那珂港に試料を陸揚げ
- 【7:10 JAEAが試料を引取り→東海において(一部は大洗で分担して)分析】
- 7:30 調査海域へ向け出港
- 【15:00 JAEAが分析結果を提出→19時プレス発表(30日採取分)】
- 22:00 調査海域北端(海域1測点1)近傍に停泊して待機

4月 1日(金)

- 8:00 海域1測点1よりサンプリングを開始(午前中に海域2測点1まで移動)
- 16:00 海域2測点5にてサンプリングを終了、常陸那珂港へ回航
- 22:00 常陸那珂港外にて停泊待機

4月 2日(土)

- 7:00 タグボートを用い常陸那珂港に試料を陸揚げ
- 【7:10 JAEAが試料を引取り→東海において(一部は大洗で分担して)分析】
- 7:30 調査海域へ向け出港
- 【15:00 JAEAが分析結果を提出→19時プレス発表(1日採取分)】
- 22:00 調査海域北端(海域1測点2)近傍に停泊して待機

4月 3日(日)

- 8:00 海域1測点2よりサンプリングを開始(午前中に海域2測点2まで移動)
- 16:00 海域2測点6にてサンプリングを終了、常陸那珂港へ回航
- 22:00 常陸那珂港外にて停泊待機

4月 4日(月)

- 7:00 タグボートを用い常陸那珂港に試料を陸揚げ
- 【7:10 JAEAが試料を引取り→東海において(一部は大洗で分担して)分析】
- 7:30 調査海域へ向け出港
- 【15:00 JAEAが分析結果を提出→19時プレス発表(3日採取分)】
- 22:00 調査海域北端(海域1測点1)近傍に停泊して待機

以上

EOC 放射線班 → OFC 放射線班  
 (計 5枚) ERC 原守委 水原 NEAT → ERC 各班

プレス発表資料

福島第一原子力発電所の20Km圏のモニタリング結果について

平成23年3月29日 19時00分現在  
 文部科学省

○文部科学省が実施した結果、(注)本下層子線が今回測定分

\*1. GM(ガイガー)ムーラー計測機)における値  
 \*2. 測定機における値  
 \*3. NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレーターにおける値

場所(福島第一発電所からの距離)	測定日時	数値(マイクロシーベルト/時) (測定機が測り取った値)	天候	実施者
測定エリア [1] (約30km北西)	3月29日17時00分	1.1 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [1] (約30km北西)	3月29日18時40分	2.1 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [2] (約35km北西)	3月29日19時30分	1.7 <sup>±</sup>	晴間曇し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [3] (約35km北西)	3月29日19時00分	1.9 <sup>±</sup>	晴間曇し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [4] (約50km北西)	3月29日19時00分	1.8 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [5] (約35km北)	3月29日19時20分	0.7 <sup>±</sup>	晴間曇し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [6] (約45km北)	3月29日18時15分	1.3 <sup>±</sup>	晴間曇し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [7] (約45km北)	3月29日18時15分	0.9 <sup>±</sup>	晴間曇し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [10] (約40km北西)	3月29日19時00分	1.5 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [11] (約40km北西)	3月29日19時12分	1.3 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [12] (約40km西)	3月29日12時45分	0.3 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [13] (約40km西)	3月29日12時50分	0.5 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [14] (約35km西)	3月29日13時10分	0.3 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省
測定エリア [15] (約35km西)	3月29日13時40分	1.2 <sup>±</sup>	晴間曇し	文部科学省

\*1: ON(ON)分一コンピュータ(計測機)における値  
 \*2: 電圧値における値  
 \*3: Nu(白化カドウム)シンチレータにおける値

場所(福島県庁東庁舎からの距離)	測定日時	異常(ON/OFF/シンチレータ) (電圧の値/電圧/電圧)	天候	実施者
測定ポイント [20] (4500m-北西)	3月20日10時40分	0.7%	晴雨無し	文部科学省
測定ポイント [21] (4500m-北西)	3月20日14時00分	0.8%	晴雨無し	文部科学省
測定ポイント [21] (4500m-北西)	3月20日17時00分	5.2%	晴雨無し	文部科学省
測定ポイント [25] (4500m-北西)	3月20日17時00分	1.4%	晴雨無し	文部科学省
測定ポイント [58] (4500m-北西)	3月20日17時00分	10.3%	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定ポイント [42] (4500m-北西)	3月20日10時57分	45.0%	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定ポイント [95] (4500m-北西)	3月20日17時19分	11.3%	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定ポイント [24] (4500m-北西)	3月20日14時00分	7.8%	晴雨無し	文部科学省
測定ポイント [97] (4500m-北西)	4月25日10時14分	8.0%	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定ポイント [11] (4500m-北西)	3月20日17時00分	1.2%	晴雨無し	電力会社
測定ポイント [11] (4500m-北西)	3月20日10時17分	1.3%	晴雨無し	電力会社
測定ポイント [42] (4500m-北西)	3月20日17時14分	1.4%	晴雨無し	電力会社
測定ポイント [38] (4500m-北西)	3月20日17時00分	1.4%	晴雨無し	電力会社
測定ポイント [43] (4500m-北西)	3月20日17時00分	11.8%	晴雨無し	電力会社
測定ポイント [43] (4500m-北西)	3月20日17時00分	10.5%	晴雨無し	電力会社
測定ポイント [43] (4500m-北西)	3月20日17時00分	10.5%	晴雨無し	電力会社



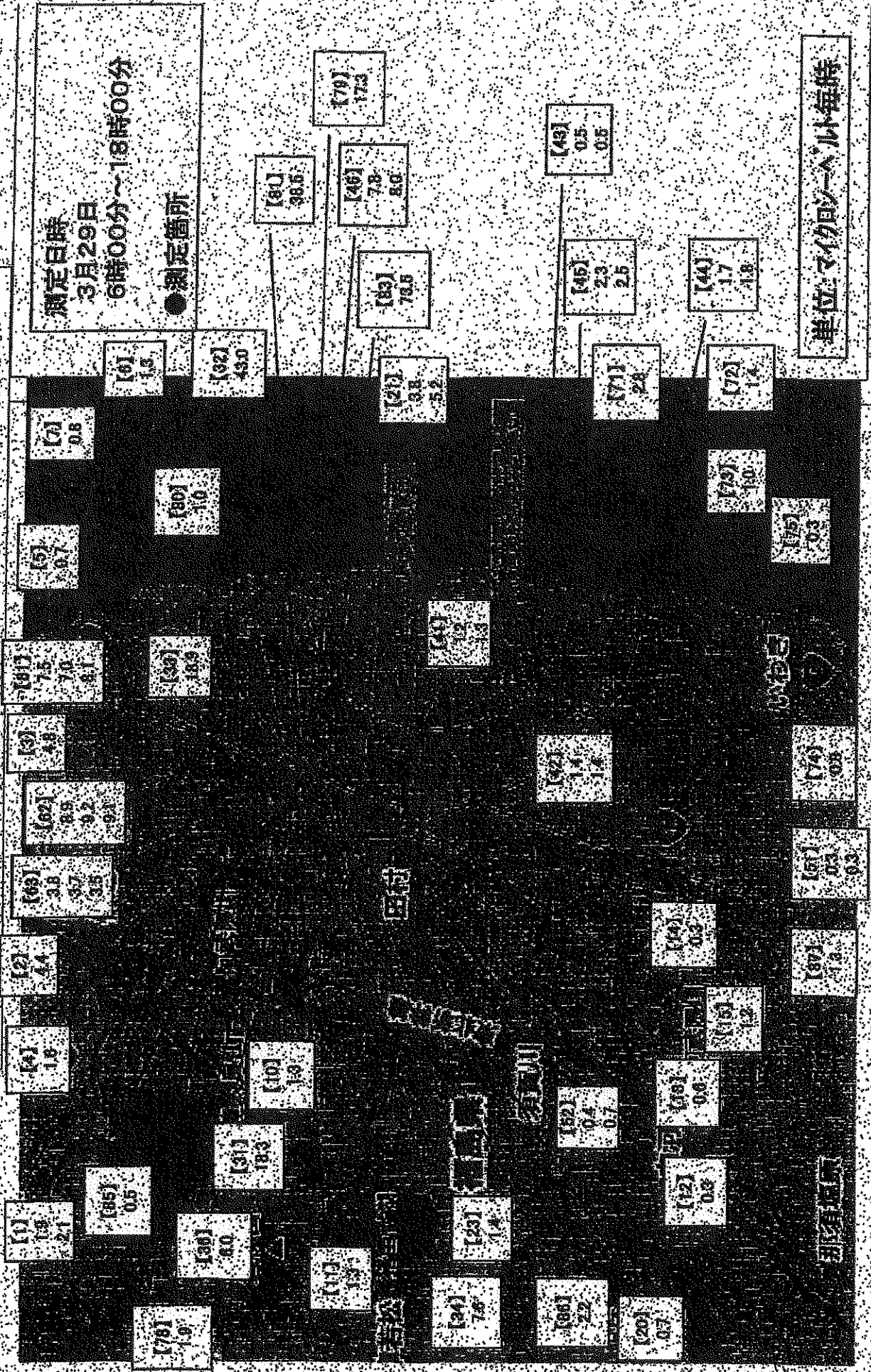
\*1. GM/GM/GM-ユーザー(計画書)における値  
 \*2. 量産期における値  
 \*3. Max(自社工場/海外工場)の値

品番(組立品1部材からの品番)	測定日時	重量(20℃時、100%湿度) (公差の大きい限り除外)	天候	実測値
測定品17-【62】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.1%	晴雨無し	重量
測定品17-【63】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.0%	晴雨無し	重量
測定品17-【64】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.2%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【65】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.0%	晴雨無し	重量
測定品17-【71】 (6245500000)	3月29日11時00分	2.8%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【72】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.4%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【73】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.0%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【74】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.0%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【75】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.3%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【76】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.1%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【77】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.3%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【80】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.0%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【81】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.5%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【82】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.3%	晴雨無し	重量(NEC対策部)
測定品17-【83】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.0%	晴雨無し	重量
測定品17-【84】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.2%	晴雨無し	重量
測定品17-【87】 (6245500000)	3月29日11時00分	3.2%	晴雨無し	重量

# 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果

測定日時  
3月29日  
6時00分～18時00分

●測定箇所



単位: マイクロシーベルト毎時

報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

平成23年3月29日

# 福島第一原子力発電所20Km以遠の 空間放射線量率の測定結果について

(3月29日19:00現在)

標記の件について、別添のとおりお知らせします。

＜担当＞ 文部科学省 原子力災害対策支援本部  
堀田（ほりた）、新田（にった）（内線4604、4605）  
電話：03-5253-4111（代表）  
[REDACTED]（直通）

# 福島第一原子力発電所の20Km以遠のモニタリング結果について

平成23年3月28日(10時00分現在)  
文部科学省

○文部科学省が集計した結果 (注)本下線表示が今回調査分

- \*1 GM(CSガイガーカウンター計測値)における値
- \*2 電線類における値
- \*3 NaI(回内化ナトリウムシンチレーター)における値

場所(福島第一発電所からの距離)	測定日時	数値(マイクロシーベルト/時) (電線のない限り除外)	天候	実施者
測定エリア [1] (約20Km北西)	3月28日17時05分	1.3 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [1] (約20Km北西)	3月28日18時49分	2.1 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [2] (約35Km北西)	3月28日9時31分	4.4 <sup>2</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
測定エリア [3] (約44Km北西)	3月28日10時00分	4.9 <sup>2</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
測定エリア [4] (約50Km北西)	3月28日11時39分	1.8 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [5] (約48Km北)	3月28日10時29分	0.7 <sup>2</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
測定エリア [6] (約49.5Km北)	3月28日10時21分	1.9 <sup>2</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
測定エリア [7] (約49.5Km北)	3月28日11時28分	0.0 <sup>2</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
測定エリア [10] (約40.6Km北西)	3月28日8時38分	1.8 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [11] (約40.6Km北西)	3月28日10時12分	1.9 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [12] (約40Km西)	3月28日12時45分	0.3 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [13] (約40Km西)	3月28日12時58分	0.0 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [14] (約35Km西)	3月28日10時19分	0.1 <sup>2</sup>	晴	文部科学省
測定エリア [15] (約35Km西)	3月28日13時34分	1.2 <sup>2</sup>	晴	文部科学省

\*1: ガイガーモニター(計測値)における値  
 \*2: 直前直後に台ける値  
 \*3: NaI(ドイツ社)のリアルタイムシミュレーションにおける値

場所(福島第1発電所からの距離)	測定日時	数値(マイクログレイド/時) (直前の値/直前直後)	天候	実施者
測定エリア [20] (約45km北西)	3月29日10時49分	0.7 <sup>#</sup>	晴雨無し	文部科学省
測定エリア [21] (約55km北西)	3月29日10時55分	3.0 <sup>#</sup>	晴雨無し	文部科学省
測定エリア [21] (約55km北西)	3月29日11時30分	5.2 <sup>#</sup>	晴雨無し	文部科学省
測定エリア [23] (約50km北西)	3月29日11時00分	1.7 <sup>#</sup>	晴雨無し	文部科学省
測定エリア [31] (約30km北西)	3月29日10時50分	16.8 <sup>#</sup>	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [32] (約30km北西)	3月29日10時57分	4.0 <sup>#</sup>	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [33] (約30km北西)	3月29日11時19分	18.9 <sup>#</sup>	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [34] (約35km北西)	3月29日14時28分	7.8 <sup>#</sup>	晴雨無し	文部科学省
測定エリア [36] (約40km北西)	3月29日10時51分	6.0 <sup>#</sup>	晴雨無し	日本原子力研究開発機構
測定エリア [40] (約20km西)	3月29日13時35分	1.2 <sup>#</sup>	晴雨無し	重加会社
測定エリア [41] (約20km西)	3月29日10時17分	1.2 <sup>#</sup>	晴雨無し	重加会社
測定エリア [42] (約20km西)	3月29日13時32分	1.4 <sup>#</sup>	晴雨無し	重加会社
測定エリア [42] (約20km西)	3月29日10時50分	1.4 <sup>#</sup>	晴雨無し	重加会社
測定エリア [43] (約20km西)	3月29日10時50分	9.5 <sup>#</sup>	晴雨無し	重加会社
測定エリア [43] (約20km西)	3月29日11時50分	3.5 <sup>#</sup>	晴雨無し	重加会社

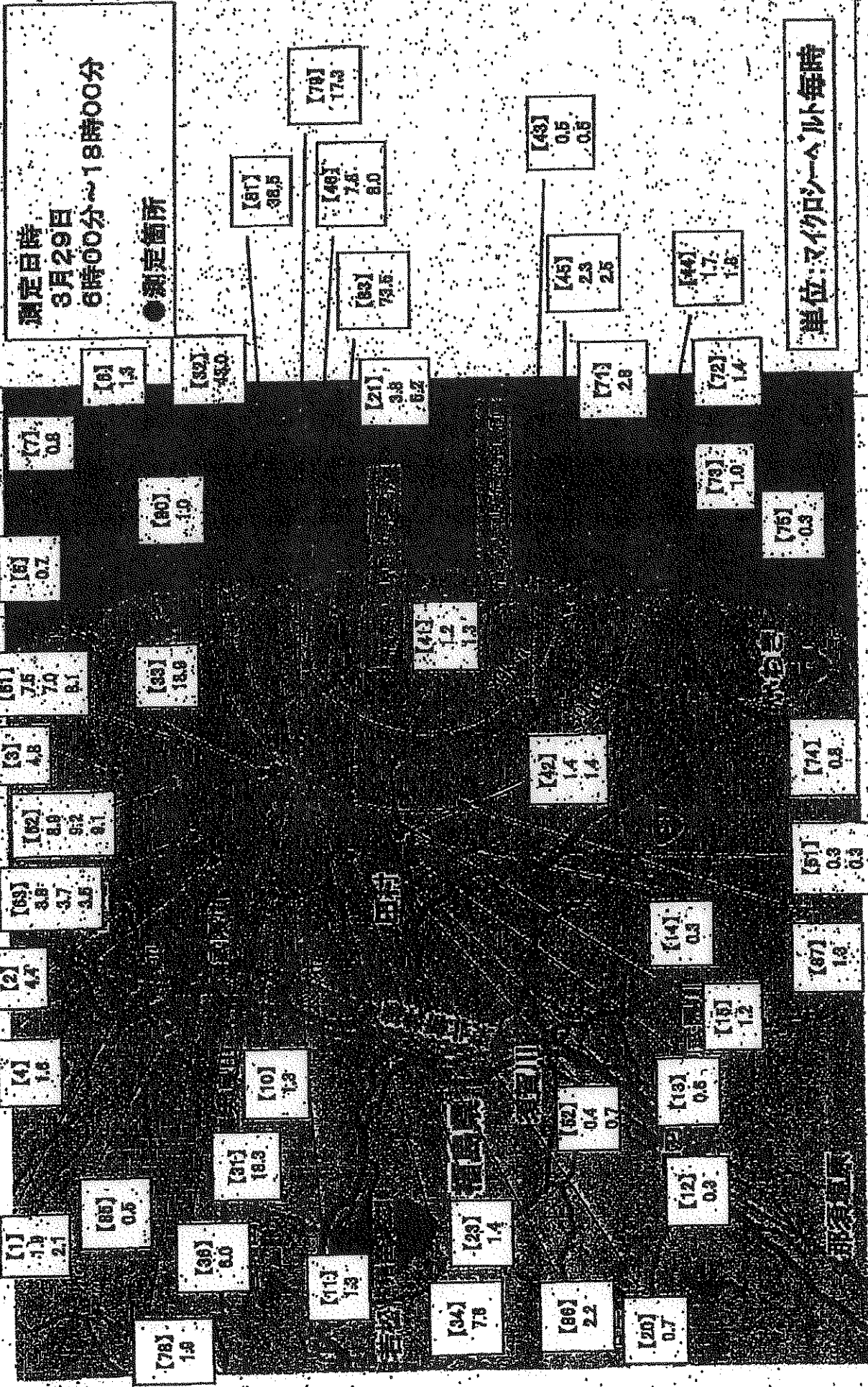
- \*1 GM(ガイガー-スクローラー計測機)における値
- \*2 調査船における値
- \*3 NRI(原子力研究所)シンチレーション計測機による値

場所(福島県1号電源所からの距離)	測定日時	放射線量 (マイクログラム/ベルト/時) (同等のない限り除外)	天候	調査者
調査エリア [44] (約400m北)	3月29日12時40分	1.1 <sup>※</sup>	晴	電力会社
調査エリア [44] (約400m北)	3月29日12時45分	1.1 <sup>※</sup>	晴	電力会社
調査エリア [49] (約400m北)	3月29日12時48分	2.3 <sup>※</sup>	晴	電力会社
調査エリア [49] (約400m北)	3月29日12時53分	5.1 <sup>※</sup>	晴	電力会社
調査エリア [49] (約400m北)	3月29日12時57分	7.3 <sup>※</sup>	晴	電力会社
調査エリア [49] (約400m北)	3月29日13時02分	8.0 <sup>※</sup>	晴	電力会社
調査エリア [51] (約400m北)	3月29日14時47分	5.1 <sup>※</sup>	晴	調査員
調査エリア [51] (約400m北)	3月29日14時57分	8.1 <sup>※</sup>	晴	調査員
調査エリア [52] (約400m北)	3月29日15時22分	9.7 <sup>※</sup>	晴	調査員
調査エリア [52] (約400m北)	3月29日15時24分	7.3 <sup>※</sup>	晴	調査員
調査エリア [51] (約400m北)	3月29日12時47分	7.0 <sup>※</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
調査エリア [51] (約400m北)	3月29日12時48分	5.1 <sup>※</sup>	晴	調査員
調査エリア [52] (約400m北)	3月29日14時59分	5.8 <sup>※</sup>	晴	調査員
調査エリア [52] (約400m北)	3月29日12時44分	9.2 <sup>※</sup>	晴	日本原子力研究開発機構

- \*1. 各(ガイガー)モニター(計測機)における値
- \*2. 測定機における値
- \*3. NaI(Scintillation)シンチレーションにおける値

場所(福島第一発電所からの距離)	測定日時	濃度(マイクロシーベルト/時) (短時間測定値)	天候	実施者
測定エリア [62] (約450m北西)	3月28日12時35分	1.1 <sup>※</sup>	晴	測定員
測定エリア [63] (約450m北西)	3月28日12時50分	3.8 <sup>※</sup>	晴	測定員
測定エリア [69] (約450m北西)	3月28日11時30分	3.7 <sup>※</sup>	晴	日本原子力研究開発機構
測定エリア [63] (約450m北西)	3月28日11時55分	3.5 <sup>※</sup>	晴	測定員
測定エリア [71] (約250m南)	3月28日0時00分	2.8 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [72] (約300m南)	3月28日0時04分	1.4 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [73] (約250m南)	3月28日0時00分	1.0 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [74] (約300m南)	3月28日0時00分	0.8 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [76] (約450m南)	3月28日0時00分	0.3 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [78] (約450m北西)	3月28日0時00分	1.9 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [79] (約300m北西)	3月28日0時01分	37.5 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [80] (約250m北)	3月28日10時59分	1.0 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [81] (約300m西北西)	3月28日0時45分	38.5 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [83] (約200m北西)	3月28日0時13分	78.5 <sup>※</sup>	晴	調整(NBC対策部)
測定エリア [85] (約300m北西)	3月28日0時00分	0.5 <sup>※</sup>	晴	調整員
測定エリア [86] (約350m西)	3月28日0時00分	2.2 <sup>※</sup>	晴	調整員
測定エリア [87] (約300m西南西)	3月28日0時00分	1.3 <sup>※</sup>	晴	調整員

# 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング結果



(参考)

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: $\mu\text{Sv}$ )		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10,000～ 50,000	100,000～ 500,000	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50,000以上	500,000以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定  
(最終改訂:平成22年8月24日))より

報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成23年3月29日

都道府県別環境放射能水準調査の結果について

(3月29日19:00現在)

標記の件について、別添のとおりお知らせします。

<担当> 文部科学省 原子力災害対策支援本部  
堀田(ほりた)、新田(にった) (内線4604、4605)  
電話: 03-5253-4111 (代表)  
[Redacted] (直通)

東京都消防庁 消防計画課 消防計画課 消防計画課

11.5m/s以下(マイクログレイン)以下(土壌)

項目

14.3.20 (日)

都道府県名	17-18	18-19	19-20	20-21	21-22	22-23	23-24	0-1	1-2	2-3	3-4	4-5	5-6	6-7	過去の平常値の範囲
1 芝罘(青森県)	0.027	0.028	0.029	0.030	0.031	0.032	0.033	0.034	0.035	0.036	0.037	0.038	0.039	0.040	0.027~0.105
2 青森(青森県)	0.034	0.035	0.036	0.037	0.038	0.039	0.040	0.041	0.042	0.043	0.044	0.045	0.046	0.047	0.037~0.102
3 岩手(岩手県)	0.028	0.029	0.030	0.031	0.032	0.033	0.034	0.035	0.036	0.037	0.038	0.039	0.040	0.041	0.014~0.084
4 宮城(宮城県)	0.111	0.110	0.109	0.108	0.107	0.106	0.105	0.104	0.103	0.102	0.101	0.100	0.099	0.098	0.072~0.0815
5 秋田(秋田県)	0.037	0.038	0.039	0.040	0.041	0.042	0.043	0.044	0.045	0.046	0.047	0.048	0.049	0.050	0.022~0.076
6 山形(山形県)	0.046	0.047	0.048	0.049	0.050	0.051	0.052	0.053	0.054	0.055	0.056	0.057	0.058	0.059	0.028~0.082
7 福島(福島県)	0.229	0.227	0.225	0.223	0.221	0.219	0.217	0.215	0.213	0.211	0.209	0.207	0.205	0.203	0.037~0.071
8 茨城(茨城県)	0.105	0.103	0.101	0.099	0.097	0.095	0.093	0.091	0.089	0.087	0.085	0.083	0.081	0.079	0.038~0.058
9 栃木(栃木県)	0.060	0.059	0.058	0.057	0.056	0.055	0.054	0.053	0.052	0.051	0.050	0.049	0.048	0.047	0.030~0.057
10 群馬(群馬県)	0.069	0.068	0.067	0.066	0.065	0.064	0.063	0.062	0.061	0.060	0.059	0.058	0.057	0.056	0.017~0.045
11 埼玉(埼玉県)	0.076	0.075	0.074	0.073	0.072	0.071	0.070	0.069	0.068	0.067	0.066	0.065	0.064	0.063	0.061~0.068
12 千葉(千葉県)	0.106	0.105	0.104	0.103	0.102	0.101	0.100	0.099	0.098	0.097	0.096	0.095	0.094	0.093	0.023~0.044
13 東京(東京都)	0.073	0.072	0.071	0.070	0.069	0.068	0.067	0.066	0.065	0.064	0.063	0.062	0.061	0.060	0.023~0.078
14 神奈川(神奈川県)	0.046	0.045	0.044	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.035~0.068
15 新潟(新潟県)	0.047	0.046	0.045	0.044	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.037~0.183
16 富山(富山県)	0.047	0.046	0.045	0.044	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.030~0.147
17 石川(石川県)	0.046	0.045	0.044	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.030~0.147
18 福井(福井県)	0.045	0.044	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.030~0.147
19 山梨(山梨県)	0.044	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030~0.147
20 長野(長野県)	0.043	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030~0.147
21 岐阜(岐阜県)	0.042	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.030~0.147
22 静岡(静岡県)	0.041	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.030~0.147
23 愛知(愛知県)	0.040	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.030~0.147
24 三重(三重県)	0.039	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.030~0.147
25 滋賀(滋賀県)	0.038	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.030~0.147
26 京都(京都市)	0.037	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.030~0.147
27 大阪(大阪府)	0.036	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.030~0.147
28 兵庫(兵庫県)	0.035	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.030~0.147
29 奈良(奈良県)	0.034	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.030~0.147
30 和歌山(和歌山県)	0.033	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.030~0.147
31 鳥取(鳥取県)	0.032	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.030~0.147
32 島根(島根県)	0.031	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.030~0.147
33 岡山(岡山市)	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.030~0.147
34 広島(広島県)	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.030~0.147
35 山口(山口県)	0.028	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.030~0.147
36 徳島(徳島県)	0.027	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.030~0.147
37 香川(香川県)	0.026	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.030~0.147
38 愛媛(愛媛県)	0.025	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.030~0.147
39 高知(高知県)	0.024	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.030~0.147
40 福岡(福岡県)	0.023	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.030~0.147
41 佐賀(佐賀県)	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.030~0.147
42 長門(長門県)	0.021	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.030~0.147
43 熊本(熊本県)	0.020	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.007	0.030~0.147
44 大分(大分県)	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.007	0.006	0.030~0.147
45 宮崎(宮崎県)	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.007	0.006	0.005	0.030~0.147
46 鹿児島(鹿児島県)	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.007	0.006	0.005	0.004	0.030~0.147
47 沖縄(沖縄県)	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.011	0.010	0.009	0.008	0.007	0.006	0.005	0.004	0.003	0.030~0.147

※本表は、国土交通省「国土利用計画法」に基づき、各都道府県等が定める「国土利用計画」に基づき作成されたものであるが、その内容については、国土交通省「国土利用計画法」に基づき、各都道府県等が定める「国土利用計画」に基づき作成されたものである。

※本表は、国土交通省「国土利用計画法」に基づき、各都道府県等が定める「国土利用計画」に基づき作成されたものであるが、その内容については、国土交通省「国土利用計画法」に基づき、各都道府県等が定める「国土利用計画」に基づき作成されたものである。

※本表は、国土交通省「国土利用計画法」に基づき、各都道府県等が定める「国土利用計画」に基づき作成されたものであるが、その内容については、国土交通省「国土利用計画法」に基づき、各都道府県等が定める「国土利用計画」に基づき作成されたものである。



## 茨城県におけるモニタリング状況(1/1)

文部科学省

H23.3.26 16:00

μSv/h(マイクロシーベルト毎時)

日時	日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 (茨城県東海村)	日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 (茨城県東海村)	東京大学弥生 (茨城県東海村)
3月26日			
0:00	1.66	1.00	1.40
1:00	1.65	1.00	1.49
2:00	1.65	1.00	1.55
3:00	1.65	1.00	1.53
4:00	1.65	1.00	1.41
5:00	1.64	1.00	1.42
6:00	1.64	1.00	1.48
7:00	1.63	0.99	1.41
8:00	1.63	0.99	1.38
9:00	1.62	0.98	1.36
10:00	1.62	0.97	1.37
11:00	1.61	0.97	1.20
12:00	1.61	0.97	1.31
13:00	1.60	0.97	1.42
14:00	1.59	0.96	1.21
15:00	1.59	0.96	1.47
16:00	1.59	0.96	1.32
17:00	1.59	0.95	1.47
18:00	1.59	0.95	

※3月24日以降は、1時間毎とした。なお、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所及び日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所のデータは、それぞれ以下のホームページでも掲載されている。

日本原子力研究開発機構原子力科学研究所

<http://arml.jaea.go.jp/Chart.htm>

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所

[http://www.jaea.go.jp/04/ztokai/kankyo/realtime/tbl\\_10mStPo01.html](http://www.jaea.go.jp/04/ztokai/kankyo/realtime/tbl_10mStPo01.html)

(参考)

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量 (単位: $\mu\text{Sv}$ )		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</li> <li>ウランによる骨表面又は肺の等価線量</li> <li>プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量</li> </ul>	
10,000～ 50,000	100,000～ 500,000	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50,000以上	500,000以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月30日原子力安全委員会決定  
(最終改訂 平成22年8月24日))より



## 20km圏内のモニタリング結果

測定日:

2011/3/30

番号	場所	空間線量率 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	表面汚染密度 ( $\times 1000\text{cpm}$ )	空气中ダスト濃度 ( $\text{Bq/cm}^3$ )	空气中よう素濃度 ( $\text{Bq/cm}^3$ )
1	郡山公民館	8.2	10.5	-	-
2	JA総合営農センター	22	70	-	-
3	双葉中学校	8	18.8	-	-
4	ドライブイン・ハリマ	雨のため中止	-	-	-
5	大熊中学校	雨のため中止	-	-	-
6	熊町小学校	雨のため中止	-	-	-
7	蹟戸小学校	1.3	2.7	-	-
8	幾世橋小学校	1.5	3.7	-	-
9	浪江小学校	1.5	15.8	-	-
10	浪江中学校	12.7	43.5	-	-
11	大堀小学校	8.5	58.5	-	-
12	石館公民館	悪路のため中止	-	-	-
13	大野小学校	10.1	83.3	-	-
14	新福島変電所	5.1	31.0	-	-
15	富岡第二中学校	10.1	50.0	-	-
16	富岡高校	5.1	43.0	-	-
17	富岡第一中学校	3.5	31.0	-	-
18	播磨小学校	0.6	2.0	-	-
19	小高商業高校	0.7	4.0	-	-
20	金房小学校	1.9	7.0	-	-
21	鳩原小学校	2.0	10.0	-	-
22	吉沢牧場	9.1	53.0	-	-
23	刈野小学校	10.5	25.0	-	-
24	堰守橋	20.7	>100	-	-
25	屋簷根発電所	32.3	>100	-	-
26	玉の湯	6.3	15.3	-	-
27	大滝神社	1.9	8.5	-	-
28	横栗中学校	2.3	24.0	-	-
29	櫛葉南小学校	1.4	12.0	-	-
30	剱山峠	雨のため中止	-	-	-
31	横田商店	雨のため中止	-	-	-
32	高瀬川発電所	雨のため中止	-	-	-
33	益多嶽神社	雨のため中止	-	-	-